

平成30年第2回八雲町議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月6日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号 八雲町役場支所設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 八雲町新規就農支援資金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8 号 八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 9 号 八雲町火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 10 号 八雲町公共下水道汚水処理施設及び八雲下水浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第 12 議案第 11 号 財産の取得について
- 日程第 13 議案第 12 号 財産の取得について
- 日程第 14 議案第 13 号 財産の取得について
- 日程第 15 議案第 14 号 財産の取得について
- 日程第 16 議案第 15 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 17 議案第 16 号 八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 18 議案第 17 号 平成30年度八雲町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 19 議案第 18 号 平成30年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 20 議案第 19 号 平成30年度八雲町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 21 議案第 20 号 平成30年度八雲町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 22 報告第 1 号 平成29年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
- 日程第 23 報告第 2 号 平成29年度八雲町一般会計歳出予算の事故繰越しについて

- 日程第 2 4 報告第 3 号 専決処分の報告について
(損害賠償額の決定について)
- 日程第 2 5 発議第 1 号 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議
- 日程第 2 6 発議第 2 号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議
- 日程第 2 7 発議第 3 号 日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書
- 日程第 2 8 発議第 4 号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書
- 日程第 2 9 発議第 5 号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書
- 日程第 3 0 発議第 6 号 教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持等の意見書
- 日程第 3 1 発議第 7 号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書
- 日程第 3 2 発議第 8 号 地域材の利用拡大推進を求める意見書
- 日程第 3 3 発議第 9 号 2018 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第 3 4 発議第 1 0 号 2019 年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 3 5 発議第 1 1 号 ケアプランの有料化・点検に反対する意見書
- 日程第 3 6 発議第 1 2 号 所得税法第 56 条の廃止と関連条項の見直しを求める意見書
- 日程第 3 7 発議第 1 3 号 日米共同訓練と超低空飛行の中止を求める意見書
- 日程第 3 8 発議第 1 4 号 選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書
- 日程第 3 9 発議第 1 5 号 非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書
- 日程第 4 0 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 4 1 議員派遣の件

○出席議員（15名）

1番	岡島敬君	2番	関口正博君	
3番	佐藤智子君	4番	横田喜世志君	
5番	斎藤實君	6番	大久保建一君	
7番	赤井睦美君	9番	三澤公雄君	
10番	田中裕君	11番	牧野仁君	
12番	安藤辰行君	13番	宮本雅晴君	
14番	千葉隆君	副議長	15番	黒島竹満君
議長	16番	能登谷正人君		

○欠席議員（0名）

○欠員（1名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長	三澤聡君
総務課参事	佐藤尚君	併選挙管理委員会事務局長	
新幹線推進室長	阿部雄一君	企画振興課長	
財務課長	鈴木敏秋君	兼行財政改革推進室長	竹内友身君
兼収納対策室長	川口拓也君	兼情報政策室長	
住民生活課長	加藤貴久君	新幹線推進参事	藤澤久雄君
農林課長	伊藤修君	会計管理者	荻本和男君
併農業委員会事務局長	馬着修一君	兼会計課長	紺谷英友君
水産課長	川崎芳則君	保健福祉課長	森太郎君
建設課長	田中了治君	農林課参事	藤牧直人君
公園緑地推進室長		商工観光労政課長	朝倉俊之君
環境水道課長		建設課参事	戸田淳君
教育長		落部支所長	石坂浩太郎君
学校教育課参事	本庄伯幸君	学校教育課長	
体育課長	三坂亮司君	社会教育課長	
監査委員	千田健悦君	兼図書館長	吉田一久君
総合病院施設課長	佐々木裕一君	郷土資料館長	
総合病院医事課長	沢野治君	町史編さん室長	
消防長	桜井功一君	学校給食センター所長	山田耕三君
八雲消防署長	伊丸岡徹君	総合病院事務長	成田耕治君
八雲消防署消防課長	今村幸一君	総合病院庶務課長	福原光一君
		総合病院経営企画課長	竹内伸大君
		消防本部次長	大渕聡君
		八雲消防署管理課長	高橋朗君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野口義人君	住民サービス課長	北川正敏君
兼熊石教育事務所長		熊石消防署長	荒谷佳弘君
産業課長	田村春夫君		
海洋深層水推進室長	桂川芳信君		
熊石国保病院事務長			

○出席事務局職員

事務局長	山田耕三君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は15名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 発言の取り消し

- 議長（能登谷正人君） 議事日程に入る前に、佐藤智子さんから6月4日の一般質問における不適当な発言について、会議規則第62条の規定により、発言取り消し申出書が提出されております。
発言取り消し申出書はお手元に配付のとおりであります。
お諮りいたします。佐藤智子さんからの申出のとおり、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。
よって、佐藤智子さんからの発言取り消しの申出を許可することに決定いたしました。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に斎藤實君と宮本雅晴君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより、局長より諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。
本日の会議に、町長より議案1件及び報告1件が追加提出されております。
また、議員発議によります決議案2件、意見書案13件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書、議員派遣の件が提出されております。
以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号八雲町役場支所設置条例等の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
○落部支所長（戸田 淳君） 議長、落部支所長。
○議長（能登谷正人君） 落部支所長。

○落部支所長（戸田 淳君） おはようございます。

議案第1号八雲町役場支所設置条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書1ページからでございます。

この度の改正は、条例に規定している落部支所等の所在地番に錯誤があることが判明したことから、また、道道改良事業に伴う道路用地部分の分筆登記が完了し地番が確定したことから、落部支所等の所在地番を分筆後の地番に変更するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

落部支所が入っている落部町民センターは、旧八雲町時代に町が農林水産省から建設用地を取得し、昭和58年8月1日に開館しております。その建設計画の時点では、農水省が土地を所有しており、同センターの建設予定地、現在建っている位置でございますが、それが落部879番、隣接する駐車場用地が落部875番と、2筆の土地からなっておりました。しかしながら、昭和57年2月に農水省が2筆の土地を合わせて落部875番とする合筆登記を行い、同年7月に農水省から町に所有権を移転したことから、翌年の同センター完成に伴う条例整備においては施設の位置を合筆後の落部875番地と規定すべきでしたが、誤って合筆前の落部879番地と規定してしまつたものであります。

また、当該土地については、この度の道道改良事業により道路用地を分筆して北海道に所有権移転することになっておりましたが、本年3月に北海道土地開発公社から土地分筆登記及び土地所有権移転登記が完了した旨の通知があり、同センターの所在地番が落部875番1に確定したことから、この度改正しようとするものであります。

それでは改正する条例についてご説明いたします。第1条は、八雲町役場支所設置条例の一部改正で、第2条に規定している落部支所の位置を、また、第2条は八雲町落部町民センター条例の一部改正で、第2条に規定している落部町民センターの位置をそれぞれ落部879番地から落部875番地1に改正しようとするものであります。

第3条は、八雲町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、第2条から2ページの別表までは八雲地域に設置してある防災行政無線のうち、落部支所事務室に設置している遠隔制御局の設置場所及び落部町民センターと同一敷地内に設置している屋外拡声子局の設置場所をそれぞれ同様に落部879番地から落部875番地1に改正しようとするものであります。

今後は、このような間違いがないよう十分な点検や確認をした上で条例を上程いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、附則としてこの条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第1号八雲町役場支所設置条例等の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第3 議案第2号八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長(福原光一君) 議長、総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長(福原光一君) おはようございます。

議案第2号八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書3ページでございます。

この度の改正は、第6条夜間看護手当の改正で、当該手当の支給額を引き上げようとするものであります。

夜間看護手当は、病院に勤務する看護職員が深夜業務に従事した時に支給される手当であります。本年4月1日に人事院規則が改正され、規則に定める夜間看護手当の額が引き上げられました。

背景には夜間の勤務を希望しない看護職員が増えていることへの負担軽減策としておりますが、本条例で定めている夜間看護手当は人事院規則に準拠していることから、同様に支給額を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、第6条第2項第1号深夜における勤務時間が7時間である場合7,300円に。第2号深夜における勤務時間が4時間以上7時間未満である場合3,550円に。第3号深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合3,100円に。第4号深夜における勤務時間が2時間未満である場合2,150円に。各号に定める額を改正するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡って適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第3号八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） おはようございます。

議案第3号八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書4ページをお願いいたします。

各市町村内に設置している学童保育所の運営に関する基準は、この度改正をお願いする本条例に定められており、この条例は厚生労働省令で定める基準に準じて策定されております。

改正理由といたしましては、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、学童保育所支援員の資格要件を明確にするとともに、新たな資格要件が追加されたため、これに合わせ条例を改正するものでございます。

改正する内容といたしましては、第10条 第3項 第4号の改正では、現行の規定を改め、改正後は教育職員免許法第4条に規定する免許状を有するものと規定するものであります。

この理由といたしましては、現在の教職員免許制度においては、免許の更新制が導入されており、免許の更新手続きをしなければ教員として勤務を続けることが出来ないことになっております。

しかしながら、学童保育所の支援員にあつては、これまでも免許の更新手続きは不要であり、教員免許状を保有さえしていれば資格要件を満たす取り扱いであったため、規定の趣旨をより明確にするもので、実質的取り扱いを変更するものではございません。

続きまして、同項第10号の追加は、学童保育所支援員の資格要件を拡充するもので、これまで学童保育所の支援員になるためには、高校卒業以上の学歴が必要でありましたが、学歴に関わらず、5年以上学童保育所に従事すれば、支援員の資格を満たす新たな要件を

追加するものでございます。

附則といたしまして、この施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第4号八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（紺谷英友君） おはようございます。

議案第4号八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書5ページをお願いいたします。

この度の条例改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の交付により、介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準の一部が改正され、看護小規模多機能型居宅介護における指定申請者の資格要件が拡大されるとともに、定期巡回随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を提供するものの範囲を規定する政令の見直し、及び認知症の定義にかかる法律の条項が見直されることに伴い、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。第3条 第3項は看護小規模多機能型居宅介護における指定申請者の資格要件に病床を有する診療所を開設しているものを追加するもので、第5条 第1号及び6ページ下段46条は定期巡回随時対応型訪問介護看護及び

夜間対応型訪問介護を提供するものの範囲について、介護保険法施行の改正により、法第8条第2項に規定する政令で、定めるものの範囲が拡大することになりますが、提供するものの範囲が変更、拡大することになるため、規定の整備を行うものです。

6ページ上段、第16条は第5条の規定の整備に伴う文言の整備でございます。7ページ59条の9第4号及び、第59条の10第5項は指定地域密着型通所介護事業者について、指定という文言を外し、地域密着型通所介護事業者と修正するものです。第59条の9第6号は認知症の定義を定める介護保険法第5条の2が1項立てから3項立てに改正されることにより、引用条項の改正を行うものであります。

次に8ページ附則でございますが、この条例の施行日を公布の日とし、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行日が平成30年4月1日であることから、平成30年4月1日より適用するものであります。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第5号八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議案第5号八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書9ページでございます。

この度の条例改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の交付により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規準の一部が改正され、認知症の定義にかかる法律の条項が見直されることに伴い、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。第4条は認知症の定義を定める介護保険法第5条の2が1項立てから3項立てに改正されることにより、引用条項の改正を行うものであります。

次に附則でございますが、この条例の施行日を公布の日とし、平成30年4月より適用するものであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第6号八雲町新規就農支援資金貸付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 議案第6号八雲町新規就農支援資金貸付条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書は10ページをお開き願います。

八雲町新規就農支援資金貸付条例については、旧八雲町において平成12年に施行されたものでありまして、これまで10名の方が国の支援策等と併せてこの制度を利用し、新規就農を果たしております。八雲町においても農業経営者の年齢構成と後継者の状況から見ますと、今後さらに離農者が増えることが予想されること、道内各地域での同等の支援策の状況が八雲町の状況とは違って増額されている最近の情勢、施設園芸から酪農、畜産に渡

る様々な営農形態での就農に対応するために、本条例を改正しようとするものであります。

それでは、改正する内容をご説明申し上げます。10 ページ新旧対照表であります。第3条貸付金の額を200万円以内から農業経営を開始するために借り入れる農業関係制度資金等の額の5分の1を限度とした500万円以内としようとするものであります。

続きまして第8条第1項償還期間については5年以内の均等割り年賦から10年以内の均等割り年賦に変更しようとするものであります。

第11条償還金の免除の上限額について、新たに経営開始する場合につきましては、1回を50万円、総額500万円。法人構成員等の場合については1回25万円、総額250万円を免除の上限としたいというふうに改正したいと思っております。免除適用期間を10年間としようとするものであります。

続きまして11ページになりますが、附則として本条例は公布の日から施行し、公布日前日以前の貸付金については、なお従前の例にするものとするとしております。

以上、簡単でありますけれども、議案第6号八雲町新規就農支援資金貸付条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 周りを勘案して200万では足りないのではないかって額を上げるのは良いんですけども。その前の農業経営を開始するために借り入れる農業関係制度資金などの額の5分の1という文言の部分なんです。これだと、例えば1,000万で200万ほどにしかならないわけですよ。で、例えば人それぞれかとは思いますが、それまで必要としない人もいたり、自己資金でなんとかかという人もいると思うんですけども、改正前であれば、要は就農するという事に対して貸付していたわけですよ。それを条件付貸付みたいなことになっているんですけども、これは他の地域でもこんなことになっているんですか。

八雲の特色として以前のような貸付の方がよろしいかと思うんですけども、いかがですか。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） まず、条件というか、制度資金の5分の1以内というような条項の設定につきましては、他の地域でも多く見られる事例だというふうに判断をしております。

また、制度資金の部分につきましては、日本政策金融公庫が用意しております就農支援資金というのがあります。これにつきましては、無利子で無担保、無保証人で償還期間が12年という、大変有利な就農支援の資金がございます。この制度が出来てまだ7、8年だというふうに記憶をしておりますが、就農をするにあたって潤沢に資金をお持ちの方と

いうのはなかなかありませんから、融資という部分が前提となるというのは、この間の事例にあります。そういった中で制度設計をするにあたり、今までも就農にあたっては、新規就農認定計画等を関係機関、農協さんとか普及センターさんを含めた中で、その方が永続して営農をしていけるという部分の計画性という部分は審議をさせていただいております。そういった中で制度資金の融資についてもそのような計画が認められた中でということで、現在も先ほどご説明を申し上げました 10 名の方についてはそのような計画立案をしていただいて、今も営農を継続されているというのが実態であります。

そういった中で、そのような有利資金というのは、よっぽどご自分で潤沢に持っている方以外につきましては、就農相談の時にそういう資金のご利用というのを町の担い手育成センターとしてはお勧めをしているという実態もございますので。就農の確実性、営農の継続性、あと資金の確保という部分から考えまして、制度資金等の融資額の 5 分の 1 というわけで。

で、額につきましても議員おっしゃったとおり 5 分の 1 という部分、施設園芸ですと、だいたい 1,000 万融資 200 万という部分おっしゃった通りでございます。ただし、先ほども申し上げましたとおり営農類型として、酪農畜産等では、その額ではなかなか補完しきれないという部分をどう考えるかという部分で、先ほど言った就農支援資金につきましても、マックス限度額が 3,700 万となっております。3,700 万の 5 分の 1、ただし 5 分の 1 ですと 700 万くらいになってしまいますので、500 万限度という制度設計をさせていただいたということで、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 議案第 7 号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 議案第7号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例について提案説明いたします。

本条例はこの度、町営住宅の出雲町団地を8棟解体するため、既設条例の一部を改正しようとするものでございます。議案書12ページをご覧ください。

条例の別表第1（第3条）関係の現行の出雲町C団地で、昭和32年に建設した2階建て1棟6戸の1種住宅と、2階建て1棟4戸の1種住宅である太枠で囲まれた部分を削除するものです。

同じく出雲町C団地で、昭和41年度に建設した平屋建て2棟8戸の1種住宅と、同じく平屋建て2棟8戸の2種住宅、及び平屋建て1棟2戸の2種住宅である太枠で囲まれた部分を削除。

13ページになります。出雲町C団地で昭和50年度に建設した平屋建て1棟4戸の1種住宅である太枠で囲まれた部分を削除し、合計8棟分を削除するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第7号についての提案説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第8号八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院医事課長（沢野 治君） 議長、総合病院医事課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院医事課長。

○総合病院医事課長（沢野 治君） それでは、議案第8号八雲町病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書14ページをお願いします。

この度の改正は、使用料の付添給食料の引き上げと、保冷库使用料の新設、手数料とし

まいて遺体処置料、医師面談料、レントゲンフィルム複写料の新設でございます。

付添給食料につきましては、入院時の患者給食費が平成 28 年 4 月 1 日から 360 円、平成 30 年 4 月 1 日から 460 円と段階的に引き上げられており、本来はこれにあわせて改正すべきものであります。今回は現行の患者給食費 460 円を基に、1 食あたり 500 円に改正するものです。

保冷库使用料は精神科病棟に設置しておりますコインロッカー型の保冷库について、テレビ用電気使用料に準拠して徴収しておりましたが、これを 3 月定例会で廃止したことから、使用料として 1 日あたり 40 円として新設するものです。

遺体処置料につきましては、交通事故等で損傷した遺体を遺族に引き渡す前にそのショックをやわらげる目的で部分整形をほどこすもので、他病院の事例等を参考に現行の 6,000 円とするものです。

医師面談料につきましては、生命保険会社等が患者情報の確認に際し、文書ではなく直接医師に面談して話を聞くもので、診療内容等回答文書料に準拠しておりますが、これを明示するものでございます。

レントゲンフィルム複写料につきましては、医療用画像管理システム導入時にレントゲン画像は CD-ROM に複写して交付しております。本来、この際に条例改正すべきものでございましたが、今回新設するものです。

なお、具体的な改正の内容としましては、別表第 1 使用料欄、3 付添給食料を 1 食あたり 500 円に、7 乾燥機使用料の後に 8 保冷库使用料 1 日 40 円を加え、別表第 2 手数料欄、2 死体検案料の次に 3 遺体処置料 1 体 6,000 円を加え、以降の区分を 1 区分ずつ繰り下げ、7 診療内容回答の次に 8 医師面談料 1 回 8,000 円、その次に旧レントゲンフィルム複写代 1 件 1,000 円を加えるものです。

附則につきましては、この条例は平成 30 年 7 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10 議案第 9 号八雲町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○消防課長（今村幸一君） 議長、消防課長。

○議長（能登谷正人君） 消防課長。

○消防課長（今村幸一君） 議案第 9 号八雲町火災予防条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書 16 ページでございます。

今回の改正は総務省消防庁通知、違反対象物に係る公表制度の実施についてにより、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その建物の利用者自らが建物の情報を入手して利用を判断できるように、その法令違反の内容を公表する制度を実施するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

公表制度の概要についてご説明いたします。対象となる防火対象物は、集会場、飲食店、物品販売店舗、宿泊施設、病院、社会福祉施設等、不特定多数の者が利用する建物や一人で避難することが困難な方が利用する建物です。対象となる違反内容は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、または自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、立入検査の結果、当該設備が設置されていないと認められる建物であります。

公表の方法は防火対象物の名称及び所在地、違反の内容等を八雲町のホームページにおいて公表いたします。

改正の内容につきましては、八雲町火災予防条例の一部を次のように改正する。条例第 53 条の 2 の次に、防火対象物の消防設備等の状況の公表、第 53 条の 3 を下線のとおり追加し、違反対象物の公表に対応するものです。

附則として、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、簡単ですが、議案第 9 号八雲町火災予防条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 10 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 議案第 10 号八雲町公共下水道汚水処理施設及び八雲下水浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議案第 10 号八雲町公共下水道汚水処理施設及び八雲下水浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてご説明いたします。議案書 17 ページをお願いいたします。

本件は、公共下水道に係る汚水処理施設及び八雲下水浄化センターの建設工事委託に関する協定を締結するため、地方自治法第 96 条、第 1 項、第 5 号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

主な協定内容ですが、1 の委託工事は八雲町公共下水道汚水処理施設及び八雲下水浄化センター建設工事で、2 の建設場所は八雲町三杉町地内となります。

3 の委託金額は、6 億 4,790 万。

4 の委託期間は平成 30 年度から 31 年度までとなります。

5 の委託者は東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号 日本下水道事業団 代表者理事長 辻原俊博であります。

6 の協定締結の時期は、平成 30 年 6 月中ですが、本会議での議決をいただいた日となります。

委託工事の概要ですが、山越郡衛生処理組合による内浦クリーンセンターの老朽化によりまして、下水浄化センターにおいてし尿及び浄化槽汚泥の一元処理によるミックス事業を行うため、新たに汚水処理施設を整備するもので、平成 30 年度は土木建築工事で 2 億 100 万円。平成 31 年度では機械電気工事で 3 億 8,620 万円。合計金額で 5 億 8,720 万円を予定しております。

また、八雲下水浄化センターにつきましては、長寿命化による水処理機械設備工事の施行で、平成 30 年度は 1,000 万円、平成 31 年度では 5,070 万円、あわせた工事費は 6,070 万円を予定しており、ミックス事業の汚水処理施設と長寿命化による下水浄化センター水処理施設整備をあわせた本年度から 2 か年分の建設工事委託金額は、議案書に記載の 6 億 4,790 万円となり、平成 30 年度は委託料により、平成 31 年度分につきましては、債務負担行為により既に議決をいただいております。

協定につきましては、平成 30 年 5 月 31 日に下水道事業団と仮協定を結んでおりまして、本会議での議決をいただいた後、本協定となるものでございます。

以上、議案第 10 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 議案第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 議案第 11 号財産の取得についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 議案第 11 号財産の取得についてご説明いたします。議案書 18 ページとなります。

本件は除雪ドーザ 11 トン級 1 台について、地方自治法第 96 条、第 1 項、第 8 号及び議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

1 財産の種類及び数量、除雪ドーザ 11 トン級 1 台。2 取得の方法、契約の定めによります。3 取得金額、1,798 万 2,000 円。

4 契約の相手方、北海道石狩市新港西三丁目 737 番地 13、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー、社長松本秀憲。

丸 17 年使用しました 11 トン級除雪ドーザを買い替えするもので、現在と同等の除雪ドーザを購入するものでございます。

また、現在使用しているものは、町内で使用される方へ 9 月頃に入札を実施する予定で
ございます。

以上、簡単ですが、議案第 11 号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） どこのドーザを更新するのか聞き洩らしたので、もう一度お願い
します。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

- 建設課長（馬着修一君） 町の直営で作業をしている除雪ドーザの買い替えになります。
- 議長（能登谷正人君） 了解ですか。他にありませんか。
（「なし」という声あり）
- 議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。
これより討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」という声あり）
- 議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。
- お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 議案第 12 号

- 議長（能登谷正人君） 日程第 13 議案第 12 号財産の取得についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 熊石消防署長（荒谷佳弘君） 議長、熊石消防署長。
- 議長（能登谷正人君） 熊石消防署長。
- 熊石消防署長（荒谷佳弘君） 議案第 12 号財産の取得についてご説明申し上げます。議案書 19 ページでございます。
- 本件は、平成 5 年に更新された消防団に配置されている小型動力付積載車が 25 年を経過し、車体の老朽化と各種部品の調達が年々困難になってきており、消防団活動に支障をきたしていることから、更新しようとするものです。
- この車両を購入することについて、地方自治法第 96 条、第 1 項、第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。
- なお、去る 5 月 15 日 5 社により指名競争入札を執行いたしました。
- 取得する財産の種別及び数量は小型動力ポンプ付積載車 1 台であります。2 取得の方法は契約の定めるところにより行います。3 取得の金額は 1,512 万円であります。
- 4 契約の相手方は、札幌市東区苗穂町 13 丁目 2 番 17 号、株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太郎であります。
- なお、本会議の議決をいただいた後、契約を締結いたしまして、平成 30 年の 12 月上旬に納車予定であります。
- 以上、簡略ではありますが、よろしく願いいたします。
- 議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 14 議案第 13 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 議案第 13 号財産の取得についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

○熊石消防署長（荒谷佳弘君） 議長、熊石消防署長。

○議長（能登谷正人君） 熊石消防署長。

○熊石消防署長（荒谷佳弘君） 議案第 13 号財産の取得についてご説明申し上げます。議案書 20 ページでございます。

本件は、平成 28 年 3 月にアナログ無線からデジタル無線に移行後、熊石関内地区において地理的要件、天候、気象条件等に左右されて電波の受信状態に変動があり、不感エリアが発生し、災害時の情報収集、救急活動時の無線運用に支障をきたしていることから、簡易基地局を増設しようとするものです。

この簡易基地局を増設することについて、地方自治法第 96 条、第 1 項、第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、去る 5 月 15 日、1 社により随意契約をいたしました。

1 財産の種別及び数量は関内簡易基地局増設機器等一式であります。2 取得の方法は契約の定めるところにより行います。3 取得の金額は 1,247 万 4,000 円であります。

4 契約の相手方は、函館市中道 1 丁目 14 番 1 号、函館三協通信株式会社、代表取締役佐々木栄市であります。

なお、本議会の議決をいただいた後、契約を締結いたしまして、平成 31 年 2 月上旬に設置完了予定であります。

以上、簡略であります。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 15 議案第 14 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 議案第 14 号財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○情報政策室長（竹内友身君） 議長、情報政策室長。

○議長（能登谷正人君） 情報政策室長。

○情報政策室長（竹内友身君） それでは、議案第 14 号財産の取得についてご説明申し上げます。議案書 21 ページをお願いいたします。

本件は、総合行政システム端末機器一式を購入することについて、地方自治法第 96 条、第 1 項、第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

取得する財産の種類及び数量は総合行政システム端末機器一式で、本庁舎、熊石総合支所、相沼泊川出張所、落部支所、シルバープラザで運用しております総合行政システムを利用するための端末機器を更新するもので、内訳といたしましては、パソコン 34 台、プリンター 15 台、印鑑登録用スキャナー 3 台、印鑑端末用カードリーダー 8 台でございます。

2 取得の方法は契約の定めるところによる。3 取得の金額は 1,386 万 7,200 円。

4 契約の相手方は、函館市末広町 22 番 1 号、株式会社エスイーシー、代表取締役社長永井英夫であります。

以上、簡単であります。議案第 14 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 16 議案第 15 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16 議案第 15 号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第 15 号辺地に係る総合整備計画の変更についてをご説明申し上げます。議案書 22 ページをご覧ください。

本件は、公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 5 条に規定する辺地対策事業債を活用するにあたり、現時点の各事業の執行計画における辺地債の充当可能額が、現行の辺地総合整備計画の各事業の辺地債の計画額を上回る、または、現行の計画に掲載されていない新たな事業を実施する場合、辺地債の活用に制限が生ずることから、その辺地債の額など、辺地総合整備計画の変更をすべく同法第 3 条第 8 項に基づき準用する、同条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議を行い、その協議が平成 30 年 5 月 21 日付で整ったことから、同項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、今回変更しようとする辺地総合整備計画の内容についてご説明いたします。23 ページをご覧ください。

今回変更しようとする辺地総合整備計画の事業は、4 か所の辺地に係る平成 27 年度から平成 33 年度にかけて辺地対策事業債を活用し整備しようとする事業で、表内の括弧内で記した数値が変更後の事業費等であります。

第一に、熊石折戸町から熊石黒岩町にかけての地域を一带で設定する熊石相沼辺地であり、3 事業目、道路、町道相沼内川沿線の中の橋の修繕整備である長寿命化事業を平成 30 年度から平成 31 年度に実施しようとするものであります。現計画には掲載していませんが、事業費 3,480 万円、辺地債 1,330 万円として新たに辺地総合整備計画に追加・変更しようとするものであります。

4 事業目、経営近代化施設、中山間地域総合整備事業は、北海道が事業主体として実施する熊石黒岩町地区の農道の斜面崩落防止施設の整備であります。現時点での計画事業費に乖離が生じていることから変更するもので、現計画事業費負担金 3,634 万 8,000 円に対し、辺地債 3,630 万円を事業費負担金 4,914 万円、辺地債 4,900 万円に変更しようとするものであります。

6 事業目、消防施設、消防車両整備事業は、平成 30 年度熊石泊川町地区に整備する小型動力ポンプ付積載車であります。現計画には掲載していませんが、事業費 1,526 万 3,000 円に対し、辺地債 1,190 万円を活用するものとして、新たに辺地総合整備計画に

追加・変更しようとするものであります。

7事業目、消防施設、耐震貯水槽整備事業は、平成30年度熊石泊川町地区に整備する耐震貯水槽であります。現計画には掲載していなかったことから、事業費1,844万9,000円に対し、辺地債1,570万円を活用するものとして、新たに辺地総合整備計画に追加・変更しようとするものであります。

第2に落部入沢栄浜地区を一帯で設定する落部辺地であり、5事業目、経営近代化施設、中山間地域総合整備事業は、北海道が事業主体として実施する落部入沢地区の用排水路の整備であります。現計画は平成29年度事業として事業費負担金1,176万円に対し、辺地債350万円を活用するものでしたが、道の執行計画が事業期間を平成31年度までとし、事業費が精査されたことから、事業費負担金1,335万円、辺地債510万円に変更しようとするものであります。

24ページに移りまして、第3には大新辺地であり、1事業目、道路、町道大新線道路改良事業は、平成23年度から国の防衛施設周辺整備事業を活用し整備中の町道大新線の道路改良整備であります。現時点での平成28年度から平成30年度に係る計画事業費に乖離が生じていることから変更するもので、現計画事業費1億1,333万2,000円に対し、辺地債3,390万円を、事業費1億2,253万5,000円、辺地債3,670万円に変更しようとするものであります。

第4に上八雲富咲鉛川地区を一帯で設定する上八雲辺地であり、3事業目、道路、町道鉛川温泉線に係る鉛川3号橋の修繕整備である長寿命化事業であります。実施設計により事業費が変更となり、現時点での計画事業費との乖離が生じていることから変更するもので、現計画事業費2,400万円に対し、辺地債900万円を、事業費3,300万円、辺地債1,260万円に変更しようとするものであります。

なお、ただいまご説明いたしました事業以外の他の事業は、今回変更を必要としないものであります。

以上を持ちまして議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 17 議案第 16 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17 議案第 16 号八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○企画振興課長（竹内友身君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（竹内友身君） 議案第 16 号八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明申し上げます。議案書 25 ページ及び概要説明書 3 ページをお願いいたします。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月 18 日に策定した八雲町過疎地域自立促進市町村計画につきまして、事業計画の変更が必要となり、当該変更に係る北海道との協議が 5 月 21 日に整いましたので、同法第 6 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

今回の変更は、熊石地域水産試験研究推進事業の施設整備と施設運営、町立保育園整備事業、八雲総合病院経営管理システム導入事業、八雲総合病院冷房整備事業、八雲総合病院医療費自動精算機導入事業、熊石国民健康保険病院事務機整備事業、学校給食センター改築事業及び学校給食配送車整備事業の財源として、過疎対策事業債の適用を受けるためのものでございます。また、これにあわせまして、現計画に搭載しております事業内容につきまして変更を行うものでございます。

議案書 26 ページからになります。表の右側に変更後という欄がございますが、こちらの左上のページでご説明させていただきたいと思っております。

17 ページ、それから 23 ページ、24 ページの熊石地域水産試験研究推進事業の施設整備と施設運営。それから 36 ページの町立保育園整備事業。1 枚めくっていただきまして 37 ページの八雲総合病院経営管理システム導入事業から、下の方にいきまして熊石国民健康保険病院事務機整備事業まで、それから 40 ページ及び 41 ページの学校給食センター改築事業、学校給食配送車整備事業については新規事業といたしまして事業名、事業内容等を追加するものでございます。

その他の箇所の変更につきましては、既に登載しております計画について、現在、計画しております事業量等への変更並びに文言の修正でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 16 号の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第 18 議案第 17 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 議案第 17 号平成 30 年度八雲町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第 17 号平成 30 年度八雲町一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。議案書 33 ページであります。

この度の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 8,541 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 141 億 4,904 万 1,000 円にしようとするものであり、消防耐震性貯水槽整備事業他、10 の事務事業の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 41 ページであります。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目企画調査費 185 万 8,000 円の追加は、八雲町、学校法人上智学院、株式会社 J C コムサ及び八雲町産業連携促進協議会の 4 社により計画する 7 月 19 日開催予定のまちづくりシンポジウムの開催関係経費であり、その会計を担う産業連携促進協議会への補助金の計上であります。

八雲町は第二期総合計画戦略プロジェクトとして、自立促進プロジェクトを掲げ、食を支える第一次産業の持続可能な発展と、再生可能エネルギーを活用した産業の振興を図り、自立した町を目指すとしておりますが、この姿勢に共感し、支援の申し出をいただいたのが株式会社 J C コムサと学校法人上智学院であり、それぞれ昨年 11 月 8 日、本年 3 月 22 日、連携協定を締結するに至ったものであります。

本シンポジウムはこの連携協定を祝う記念行事であり、上智学院との交流を授けていた

だいた町観光大使であり、株式会社 J C コムサの代表取締役 CEO である小笠原氏のご尽力によるものであります。

内容は、持続可能な農林水産業に関し、講演とパネルディスカッションを予定しており、講師、パネラーには農林水産省幹部職員及びその内容に共鳴していただける民間企業経営者等で調整しているものであります。

12 目地域振興対策費 240 万円の追加は、コミュニティー事業助成金で、熊石地域の関内町内会が所有する山車の改修整備費に助成しようとするものであります。本山車の台車の車上部は、平成 15 年に大規模修繕したものの、台車本体は製作後 50 年以上が経過しており、これまでも修理を重ねてきたところではありますが、車軸やかじ取り部分にひずみや変形があり、巡行に支障があることから、これら改修を行うにあたり、一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用しようとしたもので、このほど、その助成が決定となったことから、予算補正し、整備しようとするものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目高齢者福祉費 159 万 3,000 円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金であり、内容につきましては、当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、7 目児童福祉施設費 1,442 万 3,000 円の追加は、熊石保育園、相沼保育園統合整備に係る新設保育園の建設工事実施設計及び現 2 保育園の解体工事の実施設計にかかる事業費の計上であります。熊石地域の保育園の状況は、施設環境として熊石保育園が昭和 53 年建て、相沼保育園が昭和 51 年建てで、共に建設後 40 年以上が経過し、老朽化が進み、加えて熊石保育園においては集合煙突にアスベスト含有材使用されていたところでもあります。一方、保育児童数については、昨年 12 月の第 4 回定例会において議決いただいた保育所条例一部改正のとおり、開設当時からすれば地域の人口減少及び少子化から著しく減少しているものであります。これらから、保育所の環境整備計画としては、現行の 2 保育園を統合し、新たに熊石小学校敷地に建設しようとするもので、このほど保護者との協議が整ったことから、平成 31 年度建設、平成 32 年度供用開始に向け、平成 30 年度実施設計業務を行おうとするものであります。

なお、新保育園への移行後、現施設は解体が必要なことから、その解体に係る実施設計業務についても併せて行おうとするものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目医療対策費 13 万 5,000 円の追加は、熊石歯科診療所の医療機器購入費の追加であります。平成 30 年度は診療報酬の改定年度であります。歯科の施設基準において、安心して安全な歯科医療環境の提供について拡充され、現在の熊石歯科診療所の環境ではその基準を満たさず、診療報酬の減収となるものであることから、それを維持すべく必要な医療器具、具体的には、酸素吸入器及び血圧血中酸素飽和度測定器を整備しようとするものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、6 目農地費 1,984 万 8,000 円の追加は、農地耕作条件改善事業の追加であります。八雲地域の稲作地域の水利施設に係る改修など、その整備については、平成 28 年度から北海道が事業主体である中山間地域総合整備事業を活用し、受

益者と町とが連携し応分負担により整備にあたっているものであります。しかしながら、本事業の採択要件を満たさないなど、計画に取り上げられない施設も存在するものであり、そのうち、町としても公益性が認められる排水路2本の整備について、他の国・道の補助事業を追求したところ、農地耕作条件改善事業の適用が認められたものであります。

具体的には、落部町民センターに近接する排水路170メートル、東野1区会館に隣接する排水路250メートルを2か年で整備しようとするもので、平成30年度は両施設の測量設計、及び落部地区の排水路の整備工事について、国の補助金の内示が得られたことから、それらに係る土地改良事業団体連合会の負担金をも含め、予算を追加しようとするものであります。なお、東野地区の排水路の整備工事は平成31年度に実施する計画であります。

議案書43ページになります。7款1項商工費、5目地熱開発利用事業費376万3,000円の追加は、平田内泉源15号井中継棟の屋根等修繕料の追加であります。本施設は昭和49年に4号井の上屋として建設し、現在は15号井への取水及び温泉の中継施設として利用しているものであります。本年3月、屋根全体が下がり、応急処置を行い、その修繕方法の検討を進めてきたところであり、原因は今冬季の気温が低く、積雪量も比較的多かったことから、建設後43年を経過し、老朽化した屋根が雪の重みに耐えきれなかったものと推察されます。

したがって、修繕にあたっては単なる施設復旧とすることではなく、屋根の形状の変更も必要との判断から、上部全体の改修及び壁、コンクリート等も含め修繕工事により対応しようとするものであります。

9款1項消防費、3目消防施設費2,834万円の追加は、耐震性貯水槽整備事業であります。本事業は、40立米型の耐震性貯水槽を熊石泊川町地区及び山越地区に整備するもので、国に補助金の申請を行っていたところ、このほど内示を受けたことから予算補正しようとするものであり、2基分の設置工事費2,834万円であります。

10款教育費、5項保健体育費、5目温水プール管理費120万6,000円の追加は、温水プールの機械器具修繕料の追加であります。温水プールは平成15年の建設以降、これまで機械関係を含め大きな改修は必要がなかったところであり、本年4月18日空調関係機械が故障し、その原因が経年劣化と診断されたものであります。現在の機械が製造後15年を経過しようとしていることから、故障機械部材が手に入らない状態であり、その対応を検討してきたものであり、このほど修理箇所、修理方法が特定できましたので、その修繕料相当額を追加しようとするものであります。なお、交換する機械の納品、設置に相当な時間を要するものの、既に応急対応していることから、運営に支障は生じていないものであります。

6目八雲学校給食センター費1,185万2,000円の追加は、八雲地域の学校給食配送車の整備事業の追加であります。八雲地域の学校給食の配送は2台体制であります。その1台について、急遽更新が必要となったものであります。当該車両は平成16年車であり、購入後13年を経過し、修理を重ね運行してきたところであり、本年4月12日走行中に違和感があり、修理したところ、次期車検においては相当な修理が必要との診断から更

新しようとするもので、配送用に整備を施した4トントラックとして、18節備品購入費に1,174万5,000円、購入に係る諸経費として12節役務費、27節公課費にその相当額の追加であります。

以上、補正する歳出の合計は8,541万8,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書39ページであります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目消防費国庫補助金538万6,000円の追加は、歳出で説明しました耐震性貯水槽整備事業に係る消防防災施設整備費補助金であります。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金1,080万円の追加は、歳出で説明しました農地耕作条件改善事業に対する交付金であり、対象経費の55%相当額であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目ふるさと応援基金繰入金185万8,000円の追加は、歳出で説明しました町づくりシンポジウムの開催に要する財源として計上しようとするもので、歳出と同額であります。なお、その一部は大河原氏からいただいた寄付金であります。

19款1項1目繰越金907万4,000円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

20款諸収入、5項7目雑入240万円の追加は、歳出で説明しました関内町内会が所有する山車の改修整備費に対する自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金であります。

21款1項町債は歳出で説明しました各建設事業に対応するもので、3目農林水産業費890万円の追加は、農地耕作条件改善事業。5目消防債2,290万円の追加は、耐震性貯水槽整備事業。6目教育債1,160万円の追加は、八雲学校給食センターの学校給食配送車整備事業。8目民生債1,250万円の追加は、熊石地域統合新設保育園整備事業に対応するものであります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の8,541万8,000円の追加であります。

次に、地方債の補正であります。議案書36ページであります。第2表地方債の補正は追加で農地耕作条件改善事業890万円。耐震性貯水槽整備事業2,290万円。学校給食配送車整備事業1,160万円。保育園整備事業1,250万円であります。

以上で、議案第17号平成30年度八雲町一般会計補正予算（第2号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 42ページの熊石の保育園の設計委託料なんですけれども、2つを一つにするっていう、子供が減ってきているからっていうのは、僕も文厚の時代に話は聞いていたんですけれども。

これが今、実行されるんだなと思うんですが。保育園っていうんじゃないくて、今は働いていないお母さん達の子供も預かれるような施設を作らないと、熊石の子供たちは、皆さんがこの恩恵を受ける形にならないんじゃないかなと思っているんですけども。

保育園を作って、熊石のお子さん達みなさん入れる状況なんでしょうか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 今考えております建設予定の建物は、一応定員を 30 名というふうに設定しております。それで、32 年の入所する児童ではなく、対象児童なんですけれども、それを一応 28 名と推計しておりますので、預けようと思われれば全員受け入れられるような施設整備を考えております。

○9 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） いや、子供の数的には分かっているんですけども。

今、幼稚園の方も認定保育園と違って、働いている人たちも預かれるようなふうにして今。制度がそもそも一つになっちゃったなと思ったんですけども、今でも保育園と幼稚園の区切りは制度が残っているんですよ。

だから、保育園という看板では働いている事をちゃんと証明する書類がないと、お子さんは預けられないんじゃないですか。

でも、その辺は直営だから目をつぶる運営をやるってということですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 一応保育園なものですから、目をつぶるということは出来ないと考えております。

○9 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） いや、だから、どこまでお前調べたのよって言われるかもしれませんが。熊石で保育園に預けたいと思っている世代の方々のお母さんが、皆さん仕事を持っている方ではないように受け止めているんですよ。

だから、28 名いるから 30 名の枠で作ると言っても、保育園という決まりをちゃんとやれば、入れたくても預けられないというふうな声が出てくるんじゃないかなっていう心配をしているということです。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 基本的に保育に欠く子供が入るところということですが、一応働こうという意思があると言いますか、求職中の保護者であれば預かれるようになっておりますので。保育できない状況と言いますか、になると預かれるところと。

○9番（三澤公雄君） もう3回喋ってしまったものですから。

○議長（能登谷正人君） いいよ、どうぞ。

○9番（三澤公雄君） 今の課長の苦しい答弁を聞くと、つまり求職活動中だというふう
に条件を整えれば子供を預かれるので、そういう指導を徹底して、なるべく多くの子供を
預けるということなんだなというふうな理解でいいんですか。

というのは、傍から見ますとね、待機児童なんか八雲の場合、これから作る熊石ではそ
ういうことで僻まれるようなことはないというふうに考えればそれでいいのかなと思うん
ですけれども。適正なルールの運営でいったら、保育園で作って子どもが集まらないとい
う心配がこの書類上は生まれるので質問していたんです。

それで、その辺をちゃんとくんだ上での施設設計をよろしく願いいたします。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） もちろん、費用対効果と言いますか、人数も推計し
た上での設計にしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたしま
す。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 関連でちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。現行の間口は
30人だということで、現行28名の入所者を予定していますという答弁なんですけれどもね。

潜在的な待機児童、子供さんっていると思うんですよ。保育料が高いからやらないと
いうふうな、その人数の把握はどのように押さえていますでしょうか。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○議長（能登谷正人君） 再開します。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 失礼しました。対象児童数ですけれども、28年度は
28名というふうに推計しております。それと入園見込みということで21名を見込んでいる
ということで、入所しない子供は7名程度かというふうに推計しております。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 私ども3回より立てないものですから、なるべく1回目の議論と
いうのはきちっとしていかないとならないと思うんですけれども。

そこでね、国で来年の10月ころ保育料の無料化というのがマスコミ等々で、メディア等

で盛んに言われているんですよね。多分、こ私も無料化になると思うんです。国の動向をみると。そうすると28名でプラスアルファ7名ということになると、前提としてあまり好ましい前提ではないんですけれども、国の動向を見ながらのやり取りですからね。

だけれども私は、先ほども言うように保育料の無料化は完全に実施されると、そうすると単純に足し算、引き算すると、30人の間口じゃ溢れちゃうんじゃないかなと思うんです。

(何か言う声あり)

○10番(田中 裕君) 北川課長。28名の中に7名の方々も入っているという意味。その保育料が無料になれば入れるという人も28名の中に入るということでいいんですね。ちょっとその辺、整理しましょう。

○住民サービス課長(北川正敏君) 議長、住民サービス課長。

○議長(能登谷正人君) 住民サービス課長。

○住民サービス課長(北川正敏君) すみません、説明が下手くそで大変申し訳ありません。28人という人数は0歳から5歳といいますか、保育園に通える対象の年齢の子供が28人というところです。

なので、仮に無料化になって全ての子供が入りたいというふうになったとしても、一応、30名規模の施設を予定しておりますので、全員受け入れられると。

それと、さらに仮にその28名の予測が良い方に間違っているといいますか、30とか31とかというふうになったとしても、定員の1.2倍まで受け入れが可能ということになっておりますので、一応、36名まで受け入れは可能になるというふうに考えております。

○10番(田中 裕君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 田中君。

○10番(田中 裕君) 私の解釈が間違っていました。ただ、そういうふうな説明だったものですから、その辺確認をしておきたいと思います。

そこでね、今回相沼小学校も中学校も閉鎖して、なおかつ保育園が閉鎖するとなると、地域としてじゃあどうなのと。地域の過疎が、いっそう拍車がかかると思うんですよね。確かに、説明の中では父兄の了解を得ましたと。そしてアスベスト、全く今の世の中、まだアスベストの問題が当町においてあるなんていうのは私はいかがなものかなと思いつつも、この辺、保護者の了解を得たということの前提で話をするんですけれども。

それはそれとして、地域としてこれからどうするのかということになると、やっぱり公共機関が次々と閉鎖すると、地域の疲弊というのは、私はいっそう拍車がかかると思うんです。働く場所の確保ということで皆さんおっしゃっていますけれども、じゃあその分の確保はどうするんだかということになると、やっぱり総体の大まかな視点の中でね、議論していかなければならないと思うんですけれども。

あまり早急にこの辺を次から次へとやるというのも、私は手法的にいかがかなと。これは課長の答弁ではないと思うんですけれども、町長ね、この辺もうちょっと緩やかな、閉鎖とか、そういう方に。なくすのはいつもでなくせるの。だけれどもそれをいかに維持するかというのは、これもなかなか難儀なことなんですけれども。私はそのような手法も、

私は一方にありやと思うんですけれども。町長としてのご見解をお伺いしたいんですけれども。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本当に田中議員おっしゃる通りですね、この相沼折戸地域には小中学校がなくなったということで、今回は保育園の統合ということで、地域としては大変な問題だろうなということは、私も痛感をしております。

この保育園の統合につきましても、私たちは町としても通っている父兄さんの意思を一番尊重した上で、そのために、本来であれば、今年の3月の予算の時に決定するという事でありましたけれども、まだまだということで、一度また父兄の方にお返しをしながらですね、通っている親御さんたちが是非、やはりこれからのことを考えたら小学校も中学校も向こうにあるということで、統合ということで決断をしたと聞いております。

ただ、この相沼折戸地域には、この保育園の問題、また学校、地域の人口がどんどん減っていくということでありますので、この辺は我々も別な形で産業の活性化が何か出来ないかということで、真剣に議論をしている最中でありましてけれども、これといった、今のところこれをやればというものはなかなかありませんけれども、引き続き努力してまいりたいと、そういう思いでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 同じく保育園の統合なんですけれども。相沼の保護者の方たちがかなり不便になると思うんですが、新しい園舎には親が連れていくのか、それともバス等が配慮されているのか、お伺いいたします。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 保護者との話し合い、協議の中で送迎にかかる部分も相当時間をさいて議論をさせていただきました。結果としては、スクールバスが今運行されておりますので、それにあわせて送迎するというふうな形で、相沼保育園に通っている親御さんの了解を得たと。

ただ、今後まだ細かな条件といいますか、送迎時間だったり乗れる場所だったりというところは、実際に保育園に預けるといって親御さんでなければ現実味がないという話もされまして、今年度末から来年度にかけて、具体的な方法等は検討していきたいというふうに考えております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 配慮がされるようなんですけれども、小学生と一緒に乗るといって形になるのかなと思うんですけれども。やはり先生か何かに乗っていかないと

うんですけれども、その点も配慮されているんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） その辺も保護者の方からも意見が出ておりまして、運行する際にあたっては十分考慮していきたいというふうに考えております。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○15番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島君。

○15番（黒島竹満君） 消防費の方ですけれども。防火水槽についてですね、熊石と山越ということでございますけれども。大変、昨日の火事ですね、感じたんですけれども。水が足りなくて、せっかく消えようとした火事がまた燃え上がったという事でございます。この水槽はどの辺に作って、そして昨日のような火災で山越地区がもしあのくらいの火災状況で水が足りるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） ただ今のご質問でございますけれども。確かに、昨日は防火水槽が近くにあるんですけれども、それも空になりました。それで、小型ポンプを利用して海水をくんだり、双口といって、二つ口がある消火栓まで分団の車を移動させまして、そこから放水というか送水をしていただきまして、タンク車に送るという方法をとりましたけれども。

いかんせん、海水を利用しましても小型ポンプ1台だけという対応でございましたので、あれだけの熱量でありますと、5、6本放水を続けていたんですけれども、やはり黒島議員おっしゃるとおり一時はいいところまで消火出来たんですけれども、やはりまた水が切れると再燃するという。相手がナイロン製のロープだとか、そういうものが多かったもので、どうしても消えたようであっても再燃してくるという、大変難しい状況でしたので。

地域的に防火水槽が足りているのかという事なんですけれども、ある程度密集地、それから防火水槽、消火栓を作る段階では、水利の基準でそのように作ってはおりますけれども、現段階では、建物に対しては十分な水利配置はしているつもりではございます。

ただ、建物が後に建ってしまいますと、どうしてもそこにまた新しく作るというふうになると、その水利の基準に対して合わなくなってきましたので、どうしてもそこで足りないところに作るために水利基準がありますので。そこだけに固執するというふうにはちょっといきませんので。現状では、万が一の場合には、海水を汲み取れるように小型ポンプの車両を、本部に対して、分団でもよろしいんですけれども、小型ポンプを積んで歩けるような、そういう体制を考えたいとは思っております。

それと防火水槽につきましては、現在、山越の漁協の集荷場に防火水槽があるんですけれども、漁協の方から大変支障になるという申し出がございまして、今年度に向かいの方に町有地がございましたので、そこに道路をまたいで移設するというございます。

熊石につきましては、泊川分遣所の近くに設置するという計画でございます。

○15 番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島君。

○15 番（黒島竹満君） 分かったんですけども。ただ、浜の作業所等についてはですね、ビニール系といいますか、火が付いたら、油に火が付いたのと同じような状況になるわけでございますから。そういった浜の倉庫だとか、そういう大火になった時に大きくなる場所を特定というかね、調べてあるのか。そういうところに防火水槽なりそういう施設を考えているのか。

そしてまた、是非ですね、浜の近い、浜の海水をくみ上げられる場所であれば、海水をくみ上げるもっと大きいポンプをですね、何とか用意するような方法でですね、考えられるのかどうなのか。

今後やっぱりあのような状況が続くと大変なことになると思いますので。ちょっとその辺、聞かせてください。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） 建物の中にそういうものがあるのか、把握しているのかという事ですけども。規模によって、昨日の火災の建物は防火対象物という形で消防では捉えております。

ただ、一般の倉庫でそういうものが入っているというのを全部調べるといのは大変難しいことなので、大きい面積に対しては消防法上対象物になるということで捉えていただければいいと思います。

あと、その大きい消防車ということでございますけれども。消防車には河川ですね、そういうものから水をくみ上げるために吸管というものがついているんですけども、この長さが 10 メーターって決まっております。それ以上のものを吸うという場合には機械的には無理なんですね。

それで、東京消防庁なりで使っているハイパーポンパーというのは、太いんですけども、それはそれ専用で全く違う構造のものでございまして、当町で設置するというか、導入する部分には、ちょっとこちらの方では考えておりません。

それで、現状で利用できる吸管でくみ上げられるのは、今言いましたとおり 10 メーターの距離がありますので、海岸に近づけるかどうかが一番の問題でございまして、それを利用できるのは小型ポンプというものでございます。

○議長（能登谷正人君） 消防長、答弁中ですけども、質問の趣旨は大型の消防車でなくて、要は海から水を持ってこれるような、各分団に置いておける。なんて言ったっけ、ど忘れしたけれども。

○15 番（黒島竹満君） いや、結局、海水を上げられるような大きいポンプを考えているのかどうかという。

○議長（能登谷正人君） 消防車でなくて。

- 消防長（櫻井功一君） 小型ポンプですね。
- 議長（能登谷正人君） そうそう、それを言っているの。
- 15 番（黒島竹満君） 海水を上げられるもっと大きいポンプを考えられるのかどうなのかということは今質問しているわけさ。
- 議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時 58分

再開 午前11時 59分

- 議長（能登谷正人君） 再開いたします。
- 消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。
- 議長（能登谷正人君） 消防長。
- 消防長（櫻井功一君） 大変失礼いたしました。私の読解力がないもので申し訳ございません。

小型ポンプのことだと思いますけれども、小型ポンプは各分団に配置はしております。ただ、それを持っていく車には全部小型ポンプなんです。ただ、それを配管設備を設けて作っているもので、外すことが出来ないというふうに理解していただければいいと思います。

それで、海から吸い上げるポンプがあるのかということですが、消防としてはその小型ポンプが確かに海水をくみ上げるには一番有効だと思っております。黒島議員が言ったその大型のポンプという意味が、私どもは大きい小型ポンプというものはないので、ちょっと理解が出来なかったということでございます。

- 議長（能登谷正人君） それでどうするの。
- 消防長（櫻井功一君） すみません、今ある小型ポンプを利用していきたいと思っております。以上です。

○15 番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島さん。

○15 番（黒島竹満君） よく分かりましたけれどもね。町長、是非ですね、消防予算を増やしてですね、やっぱり地域を調べて、そういう危ない場所にね、そういう小型ポンプでも、もっと性能のあるやつもあると思うんですよ。それから海から上げる水中ポンプも相当の力のある水中ポンプもあるはずですから、なんとかその海の傍までその機械を持って行かなくてもいいような方法を考えられると思うんですよ。

そういった部分も含めてですね、今後やっぱりその地域にあわせた設備といいますか、そういうものを是非ですね、今後町長、予算を。

これやっぱり町民の財産がぱっとなくなるわけですから。その部分を大事に考えていただきたいと思っておりますので。よろしくどうぞ。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 黒島議員、本当におっしゃるとおりですね、今回の火災におきましては、我々が気付かない、倉庫にいろいろなものがあったということもあり。

昨年も牛舎の火災ということもあり、大変苦勞したと。さらに八雲町を見ると、これから農業関係も大規模になるということもありますので、その辺を十分にこれからも調査し、考慮しながら予算配置をし、例えば海の近く、川の近くからでも水をとれるような、火災にスムーズに対応できるように努力してまいりたいと、そういうことでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

（何か言う声あり）

○9番（三澤公雄君） そうか、テーマ違っても同じ議案か。はい、いいです。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お昼ですので、休憩といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第19 議案第18号

○議長（能登谷正人君） 日程第19 議案第18号平成30年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議案第 18 号平成 30 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。議案書 46 ページをご覧ください。

この度の補正は平成 30 年度 8 月施行の介護保険制度改正に伴うシステムの改修及び介護認定調査システムの改修に関する補正で、介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 291 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 18 億 705 万 3,000 円にしようとするものであります。

それではまず、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 50 ページ下段をご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 264 万 6,000 円の追加は、13 節委託料に介護保険制度の改正に伴うシステム改修のため、264 万 6,000 円を補正しようとするものであります。制度の改正は、高額医療介護サービス費の見直し、高額介護サービス費の年間上限の見直し及び介護保険利用者負担割合に関するものとなります。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、2 目認定調査費 27 万円の追加は、13 節委託料に介護保険制度改正による認定調査票の変更に伴う、介護認定調査システムのマークシート読み取りプログラムの更新のため、27 万円補正しようとするものであります。

これに対応する歳入について、ご説明いたします。議案書 50 ページの上段をご覧ください。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目事業費補助金 132 万 3,000 円の追加は、介護保険システム改修にかかる国の補助金で、事業費の 2 分の 1 相当の計上であります。

8 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金 159 万 3,000 円の追加は、介護保険システム改修にかかる経費総額から国の補助金を差し引いた残額及び介護認定調査システムの改修費用について、一般会計からの事務費繰入金を計上したものであります。

以上、簡単ですが、議案第 18 号平成 30 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。よろしくご説明いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 20 議案第 19 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 議案第 19 号平成 30 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（福原光一君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（福原光一君） 議案第 19 号平成 30 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。議案書 52 ページをお願いいたします。

この度の補正は、収益的収支において夜間看護手当の改定に伴う手当て及び賃金の追加と、非常勤医師の確保に伴い賃金の増加が見込まれることから、給与費内において予算を組み替え、対応しようとするものです。

夜間看護手当につきましては、議案第 2 号で議決をいただきました人事院規則の改正に伴い手当て支給額を見直したことによる看護職と労務職の手当て及び賃金の追加によるものであります。

また、非常勤医師の確保に伴う賃金の追加につきましては、常勤医師を確保できていない内科診療は、診療体制を維持するため、短期雇用の非常勤医師を確保していることから、賃金の予算不足が見込まれる状況にあるため、追加をするものであります。対応する財源につきましては、給与費において、予算にて採用を見込んでいたものの、採用に至っていない医師職の 4 月から 6 月の 3 か月分の人件費を減額し、不足が見込まれる手当及び賃金の予算に組み替え、対応しようとするものです。

第 2 条収益的収入及び支出ですが、支出 1 款病院事業費用、1 項総合病院医業費用 54 億 1,891 万円は合計額と同額であり、予算の組み替えにより対応しようとするものであります。詳細につきましては、議案書 53 ページをお開き願います。補正予算実施計画によりご説明いたします。

支出 1 款病院事業費用、1 項総合病院医業費用、1 目給与費 35 億 2,372 万円は、採用にいたっていない医師職の予算未執行額を減額することとし、給料で 465 万 3,000 円、手当てで 540 万 4,000 円、法定福利費で 135 万 1,000 円、退職手当組合負担金で 95 万 4,000 円を減額し、減額した相当額の 1,236 万 2,000 円を賃金に追加することで、給与費及び費用合計の既決予定額を変えず、予算の組み替えを行い、不足分に対応しようとするものであります。

議案書 53 ページにお戻り願います。第 3 条議会の議決を得なければ流用することが出来ない経費は 1 総合病院職員給与費既決予定額 35 億 2,372 万円を変えず、同額とするものであります。

以上で議案第 19 号の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 21 議案第 20 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 議案第 20 号平成 30 年度八雲町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第 20 号平成 30 年度八雲町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。別冊の議案書 1 ページであります。

この度の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 4,713 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 141 億 9,617 万 9,000 円にしようとするものであり、消防自動車整備事業の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書 6 ページ下段であります。

9 款 1 項消防費、3 目消防施設費 4,713 万 8,000 円の追加は、消防自動車整備事業の追加で、八雲地域東分団に配備の水槽付き消防ポンプ自動車を購入後 27 年が経過し老朽化したことから更新しようとするもので、その整備に対してこのほど、国の防衛施設周辺整備事業が認められ、改めて内容を精査できましたので予算補正しようとするものであり、自動車車体移送経費及び積載品等として、18 節備品購入費に消防ポンプ自動車購入費 4,697 万円。

購入に係る諸経費として、9 節旅費から 27 節公課費にその相当額の追加であります。

以上、補正する歳出の合計は 4,713 万 8,000 円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書同ページ上段であります。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目消防費国庫補助金 1,209 万 4,000 円の追加は、消防自動車整備事業に係る国の防衛施設周辺消防施設整備事業補助金であります。

19 款 1 項 1 目繰越金 274 万 4,000 円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応した計上であります。

21 款 1 項町債、5 目消防債 3,230 万円の追加は消防自動車整備事業に対応するものであ

ります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 4,713 万 8,000 円の追加であります。

次に、地方債の補正であります。議案書 3 ページであります。

第 2 表地方債の補正は変更で、消防自動車整備事業の限度額を 1,480 万円から 4,710 万円に変更し、地方債の限度額の合計を 8 億 2,550 万円から 8 億 5,780 万円に変更しようとするものであります。

以上で、議案第 20 号平成 30 年度八雲町一般会計補正予算（第 3 号）の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 22 報告第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 報告第 1 号平成 29 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 報告第 1 号平成 29 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてをご説明いたします。議案書 55 ページであります。

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。議案書 56 ページをお開き願ひます。

繰越した事業は、平成 30 年第 1 回定例会において議決いただいた 6 款農林水産業費、1 項農業費の中山間地域総合整備事業及び 8 款土木費、5 項住宅費の町営住宅外壁等改修事業の 2 事業で、繰越限度額 945 万 6,000 円の議決に対し、同額の 945 万 6,000 円を翌年度、すなわち平成 30 年度へ繰り越したもので、財源内訳は記載の通りであります。両事業とも国・道の補助事業であります。

以上で、報告第 1 号平成 29 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につい

での説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 23 報告第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23 報告第 2 号平成 29 年度八雲町一般会計歳出予算の事故繰越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 報告第 2 号平成 29 年度八雲町一般会計歳出予算の事故繰越しについてをご説明いたします。議案書 57 ページであります。

本件は、歳出予算の事故繰越について、地方自治法施行令第 150 条、第 3 項の規定により報告するものであります。議案書 58 ページをお開き願います。

事故繰越した事業は、平成 29 年 2 月 21 日第 1 回臨時会において議決いただいた平成 28 年度一般会計補正予算第 10 号繰越明許費、6 款農林水産業費、1 項農業費の畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業で、繰越明許費の限度額 4 億 1,797 万 5,000 円の全額を、平成 29 年度へ繰越した予算をさらに平成 30 年度へ事故繰越したものであり、財源は全額道支出金であります。

同事業は、畜産経営の収益性を地域全体で向上させる取り組みに対し支援する国の施策であり、TPP 対策が反映された平成 28 年度国の第 2 次補正予算において、春日地域の株式会社学林ファームの施設整備計画が認められたものであり、繰越明許事業として国の補助金が北海道・町の予算を通し、事業実施主体へ補助金を交付されるものであります。

事業計画のうち国の支援分はフリーストール牛舎 1 棟、家畜糞尿処理施設 2 棟、搾乳ロボット 3 基の整備であり、事業費 9 億 8,564 万 2,000 円に対し、国庫補助金は 4 億 1,797 万 5,000 円で、事業期間を平成 30 年 3 月 31 日までとした計画であったものであります。

事業の執行においては、平成 29 年 9 月施設設計を終え、10 月 31 日建設工事を発注したものの、工事請負業者が平成 30 年 1 月 15 日事業停止したことから工事が中断し、直ちにその工事を引き継ぐ業者を決定し工事を再開させたものの、当初の計画である平成 30 年 3 月 31 日までに事業を完了させることが出来ない事態となった次第であります。

このような予測しえない状況について、国・道との協議を進め、事業期間を平成 30 年 6 月 30 日まで延長することが認められたものであります。これにしたがい、町の予算措置として国・道と同じく繰越明許費として平成 28 年度から平成 29 年度へ繰越した当該事業予算を、地方自治法第 220 条、第 3 項の規定に基づき、再び事故繰越として平成 30 年度へ繰

越したものであります。

以上で、報告第2号平成29年度八雲町一般会計歳出予算の事故繰越しについての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第24 報告第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第24 報告第3号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明申し上げます。別冊の議案書9ページをお開き願います。

地方自治法第180条、第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項に基づきご報告いたします。

損害賠償額の決定についてでございますが、本件は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間、NPO法人住んでみたい北海道推進会議に職員を派遣予定でありましたが、派遣期間の周期を平成30年4月30日に変更したことに伴いまして、2年契約として入居しておりました住宅の契約解約にあたり、解約違約金が発生することにつきまして、民法第415条の規定により、その損害を賠償するため記載の通り損害賠償額を決定したものでございます。

損害賠償額は4万8,500円で、損害賠償の相手方は札幌市白石区北郷4条7丁目1の3、ロイヤル通商株式会社、代表取締役山邊大輔氏でございます。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

○6番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保建一君） これ、当初の予定と変わって11か月早く派遣が終わったというのは、何でなんですかね。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 今回2年間の予定で派遣ということで行っておりましたけれ

ども、途中で派遣を終了したということでございましたけれども、一つにはですね、職員の事情ということでご理解をいただきたいと思います。それからもう一つに、派遣先の NPO 法人で、途中で人事の関係で職員が増になるというお話もあった中でですね、NPO 法人と協議して、4月30日をもって派遣を終了するというところのございますのでご理解をお願いいたします。

○6番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保建一君） すみません、派遣した職員個人の事情という理解でいいんですか。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 今回派遣先がはっきりしていることと、派遣職員が1人だということ、ある意味特定されるということもありまして、あまり詳しい事情というのはちょっと控えさせていただきたいと思いますけれども、職員の事情ということでお察しいただければというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 25 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 発議第 1 号航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○15番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島君。

○15番（黒島竹満君） ただいま議題に供されました、発議第 1 号航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議について、提出者を代表し、提案理由を説明いたします。

昭和 52 年、航空自衛隊八雲分屯基地の開庁以来、41 年にわたり国の平和と安全を保つための防空任務のみならず、その組織力、装備等を活かした災害派遣や各種の部外協力など、町民の生命と財産を守る様々な活動を行ってきていることは、各位十分ご承知のことと思っております。

現在、基地には第 6 高射群第 20 高射隊と第 23 高射隊が駐屯し、隊員約 2 百名とその家族が八雲町のまちづくりに大きく関わっております。

町内会活動、スポーツ行事、各種のイベント行事など、私たちが日ごろ参加している活動には、隊員との関わりも多く、その支援と協力により進められていることも議員各位ご

承知のことと思います。

基地が存置することによる周辺整備事業は、平成 29 年度までで総事業費 66 億 2,790 万 1,000 円、補助金 43 億 623 万 2,000 円となっております。

防衛施設の設置や運用の結果として、周辺住民の生活や事業活動に与える障害を緩和し、生活環境施設や事業経営の安定に寄与する当該補助金は、基地に対する周辺住民の十分な理解と協力を得、当町の基盤整備や財政面に大きく寄与されてきたところであります。

国、地方とも逼迫した財政事情の中で、限りある財源の有効活用が求められ、基地周辺対策に係る各種助成金についても大変厳しい状況ではありますが、その用途の多様化と拡大に期待しつつ、今後の八雲町のまちづくりのため、少しでも有利な補助事業の活用などのために、情報の収集や要望活動に努めなければなりません。

また、隊員と地域住民がより親近感を強めるため、休日などには訓練に支障のない範囲で、地域住民のスポーツやレクリエーションの場として、今後も基地が開放されることを望むものであります。

このようなことから、町ともども議会としても積極的にこれらの諸活動を展開するため、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議案を提出した次第であります。

なお、特別委員会の構成委員の数は、7 名といたしたく存じます。

議員各位のご賛同をお願いし、簡単ではありますが提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、まず原案に反対の方の発言を許します。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議について、反対する討論を行います。

八雲分屯基地は、第 20 高射隊、第 23 高射隊が配置されており、航空自衛隊三沢基地の分屯基地です。北部航空方面隊の元に置かれ、第 6 高射軍として地对空誘導弾パトリオット運用、両高射隊にはそれぞれ P A C - 2 が配備されているのは、皆さんご承知のとおりです。

この防衛施設は、その設置・運用に起因する各種障害の防止や軽減を図るため、国の責任において基地周辺対策事業が実施されているわけです。

町民にとって必要と判断する施策は、特別委員会がなくても要求することは可能であり、

陳情団的な特別委員会の設置は必要ないものと思いますので、この決議には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○6番（大久保健一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保健一君） 本案に賛成する立場で討論いたします。

本特別委員会の必要性については、提出者代表からの提案説明のとおりであります。

我が国の国防に関する議論は別にして、八雲町に分屯基地があるという現実を踏まえ、これまで周辺地域との調和を図りながら、基地と共存・共栄をするまちづくりを八雲町は進められてきたものと承知しております。

八雲町に分屯基地には隊員約 200 名が配属され、その家族を含めると数多くの自衛隊関係者が八雲町に居住をしております。

また、基地や隊員の町民との関係については、非常に良好な関係にあり、全国的にも高く評価をされているところであります。

このことから、私は基地が存在することにより八雲町に及ぼす経済効果及び財政面での効果は誠に大きなものがあると考えますとともに、近隣町と比較いたしましても、圧倒的に有利な点があるものと考えます。

八雲分屯基地は創立以来、地域住民と一体となり、スポーツ大会、各種イベント等への参加協力を始め、災害発生時における隊員の派遣、基地の開放など、八雲町の振興発展に大きく貢献されていることは、議員各位においてもご承知のことと存じます。

地方交付税に関する国の動向や人口減少に伴う影響などから、今後においても先行き不透明であり、非常に厳しい財政運営が予想されます。

今後、より一層の町の発展を目指すためにも、基地周辺整備事業を活用することによる効果を考えれば、議会といたしましても、行政と一体となって積極的に諸活動を展開すべきと考えております。

よって、本特別委員会を是非設置されますよう、議員各位のご賛同を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんね。これにて討論を終結いたします。

これより、直ちに本案を採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会委員の選任

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。ただいま設置されました航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員として、黒島竹満君、大久保建一君、岡島敬君、安藤辰行君、田中裕君、斎藤實君、宮本雅晴君。以上、7名の諸君を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員は、ただいま指名いたしました7名の諸君を選任することに決定いたしました。

◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の閉会中の継続調査付託

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本特別委員会の調査は、閉会中の継続調査として、調査が終了するまで付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会は、休憩中に委員会を開催して正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第9条第1項の規定により、ここに招集いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時56分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会正副委員長の互選報告

○議長（能登谷正人君） ご報告いたします。休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。

委員長に黒島竹満君、副委員長に大久保建一君を互選した旨報告がありましたので、ご報告いたします。

◎ 日程第26 発議第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第 26 発議第 2 号高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○7 番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7 番（赤井睦美君） 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議案を提出者を代表して読み上げさせていただきます。

原発の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で出る放射能の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究している幌延町の深地層研究センターをめぐることは、誘致にあたり、北海道は放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいとの条例、いわゆる核抜き条例を制定し、道および幌延町、日本原子力研究開発機構は研究のみとして、放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない、研究終了後は埋め戻す、将来とも最終処分場としない、との協定、いわゆる三者協定を締結しています。

政府は 2017 年 7 月 28 日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した化学的特性マップを公表しました。これによれば、火山や活断層が周囲になく海岸から近い、処分場の候補地となり得る最適地は、北海道においては陸地の 3 割が該当し、86 市町村に及んでいます。

政府は、最適地を重点に住民向けの説明会を開始し、今後、複数の自治体に対し処分場選定に向けた第 1 段階の文献調査を申し入れるとしています。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま強引にすすめられてきました。高レベル放射性廃棄物の最終処分場は、地下 300 メートルより深い地層に埋める地層処分を行うとしています。複数の巨大プレートがある地震多発国の日本においては、10 万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのか、といった疑問が解消されずにすすめられています。

よって、八雲町においては農業・水産業を中心とした町であり、ブランド力に影響を及ぼすことが想定されることから、北海道の核抜き条例に基づき、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は受け入れないことを決議いたします。

議員皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 27 発議第 3 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 27 発議第 3 号日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番(宮本雅晴君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 宮本君。

○13 番(宮本雅晴君) 発議第 3 号日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社 SAY 企画の入力漏れと入力の誤りにより本年 2 月支払い時の源泉徴収額に誤りが発生しました。

記 1、外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。2、委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。3、日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護のあり方を再検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどどうかよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 28 発議第 4 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 28 発議第 4 号ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 発議第4号ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

北海道では広大な大地を有しているうえ、全国を上回る急速な人口減少と高齢化が進んでおり、人口減少と住民の移動への対応といった地方創生の実現が喫緊の課題であります。

よって、国においては地域公共交通の重要性や地域の取り組み状況に鑑み、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェアの推進については、慎重な審議を行うよう強く要望するものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書に反対の討論を述べます。

国はライドシェアの本格導入に向けた検討を進めておりますが、文中にもあるとおり、ライドシェアは普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた白タク行為を合法化するものであり、事業主体は一切運送に関する責任を問われず、紛争等は当事者間で解決することなど、問題が山積しており、利用者の安全・安心が確保される保証はないと思います。

これに加えて、公共交通を含む民業圧迫も目に見えていることであり、慎重な審議を求めることは矛盾をはらんでいると言わざるを得ません。

よって、この意見書案には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論終結と認めます。これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 29 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 29 発議第 5 号ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 5 号ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークおよびそのマークを配したヘルプカードについては、平成 24 年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年 7 月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

記 1、「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。2、関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。3、鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位におかれましては、ご賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 30 発議第 6 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 30 発議第 6 号教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持等の意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○14 番(千葉 隆君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 千葉君。

○14 番(千葉 隆君) 発議第 6 号教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持等の意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

国においては、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元などにつきまして、教育予算の確保・拡充について意見を求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 31 発議第 7 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 31 発議第 7 号旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番(宮本雅晴君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 宮本君。

○13 番(宮本雅晴君) 発議第 7 号旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意

見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

記1、国は速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。2、その際都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。3、旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を早期に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第32 発議第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第32 発議第8号地域材の利用拡大推進を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 発議第8号地域材の利用拡大推進を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し林業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図る事が重要である。

記1、公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税（仮称）の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取組が円滑

に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。

2、公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取組を推進すること。

3、中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡充を図ること。

4、病院や介護施設、保育園、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって木材を積極的に利用するようになることが重要であり、このため、木材が持つ調湿機能やリラクセス効果、衝撃吸収性などの特性を普及するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用のあり方について経営者、設計者、デザイナー、施行者等が参画して検討・検証を行う取組を進めること。

5、木材製品を安定的・効率的に供給するために、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用を拡大するために、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用促進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 地域材の利用拡大推進を求める意見書に反対の立場で発言いたします。

森林経営管理法案に基づいた新たな森林管理システムは、人工林が植林後50年あまりを経過し、伐採する時期になったとして、森林の所有者にこれまで定められていなかった伐採の責務を課し、その上で伐採しない所有者は森林経営の意欲がないとみなし、市町村に伐採のための森林集積計画を立てさせます。その計画に森林所有者が同意しない場合、市町村の勧告と都道府県の裁定により、最大で50年間森林の管理権が強制的に取り上げられてしまいます。

そして、新たな森林管理システムを運用する市町村に対しては、地域内の森林の経営管理が適切に行われるよう必要な措置をとる義務が課せられ、集積計画を作成するという過大な負担が押し付けられることになってしまいます。

このように、利益の上がる森林は規模拡大の意欲のある事業体に再委託し、利益の上がない森林は市町村に責任を負わせる仕組みになっております。

以上のことから、この新たな森林管理システムを基盤とした地域材利用拡大推進を求める意見書に反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論終結といたします。これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 33 発議第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 33 発議第 9 号 2018 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○7 番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7 番（赤井睦美君） 発議第 9 号 2018 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

2010 年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」と合意しています。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

ついでには、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 30 年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の 3 項目の措置を講ずるよう強く要望いたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 34 発議第 10 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 34 発議第 10 号 2019 年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○7 番(赤井睦美君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 赤井さん。

○7 番(赤井睦美君) 発議第 10 号 2019 年度地方財政の充実・強化を求める意見書について提出者を代表して提案説明させていただきます。

地域に必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割であります。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制・削減されれば本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかであります。

このため、2019 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要であるため、政府に以下の 8 項目の実現を求めます。

議員皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「議長」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○4 番(横田喜世志君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○4 番(横田喜世志君) 2019 年度地方財政の充実・強化を求める意見書に反対の立場で発言いたします。

国に対し、地方財政の充実・強化を求めるのは当然であります。消費税、地方消費税の引き上げを予定通り 2019 年の 10 月に実施し、社会保障財源に充てることと公然に要求していることには大きな疑問を抱きます。

消費税は低所得者ほど税負担が重い税であり、これまでも社会保障費の財源にするという理由で税率を引き上げてきましたが、それは法人税率引き下げと抱き合わせの改悪でした。

来年 10 月予定の消費税率 10%引き上げに反対の立場からも、この地方財政充実・強化を求める意見書には賛成できません。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 35 発議第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 35 発議第 11 号ケアプランの有料化・点検に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 11 号ケアプランの有料化・点検に反対する意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

政府、財務省は、2014 年 10 月の財政制度等審議会に、介護支援専門員が作成する介護支援計画作成の有料化を提案しました。

加えて厚生労働省は、来年度の介護報酬改定でホームヘルパーが掃除や調理を行う訪問介護の生活援助を 1 日 1 回程度以上利用する場合、ケアマネージャーの市町村への届け出を義務付け、保険者にケアプラン点検を行わせる方針です。ケアプラン作成は利用者とケアマネとの契約で成り立つサービスなのにこの方針が具体化されれば、介護認定の抑制、生活援助の利用制限につながり介護保険の理念である利用者の「自立支援」を著しく損ね、制度を根底から崩すことになりかねません。

以上のことから、利用制限を招くようなケアプランの有料化や、ケアマネージャーの専門性を疑問視するような保険者による点検は、来年度の介護報酬改定の中に含めないように強く要求いたします。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 36 発議第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 36 発議第 12 号所得税法第 56 条の廃止と関連条項の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 12 号所得税法第 56 条の廃止と関連条項の見直しを求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

所得税法第 56 条は、家長制度の廃止により個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもと制定された条項であります。

しかし、法が制定された昭和 25 年当時と比べると、女性の社会進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっています。

よって、国におかれては自家労賃が必要経費として認められるよう、時代に即した概念のもとに国における抜本的な税制改正の議論の中で見直しを図ることを求めるものです。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 37 発議第 13 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 37 発議第 13 号日米共同訓練と超低空飛行の中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第 13 号日米共同訓練と超低空飛行の中止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

在日米軍再編に伴う日米共同訓練を、航空自衛隊千歳基地で米空軍三沢基地所属の F 16 戦闘機が参加し実施するとして、今年道内で 3 回計画されています。7 月から 9 月にかけて実施する訓練には、沖縄普天間飛行場所属の米海兵隊・オスプレイが参加予定とされています。相次ぐ事故を起こしながら、なんらの事故究明を行わず住宅地や学校敷地上空を飛行しています。

また、F 16 戦闘機が日米合意で定められた最低高度基準を大きく下回る低空飛行を行っている動画が投稿され、米当局もその事実を認めています。

日米共同訓練の実施は、基地の機能強化、演習場の固定化を図るものであり、オスプレイの参加と超低空飛行は危険極まりない訓練を全国に拡大、常態化するものです。

よって、道民の生命、財産及び安心・安全な生活を守る立場から、日米共同訓練の中止及び超低空飛行を中止させることを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 38 発議第 14 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 38 発議第 14 号選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番(横田喜世志君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○4番(横田喜世志君) 発議第 14 号選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

日本政府は3月、国連女性差別撤廃委員会から選択的夫婦別姓制度の導入を勧告され、その実施状況について、「我が国の家族のあり方に関わるもので、国民の間に様々な意見があることから」「国民的議論をふまえて慎重に検討する必要がある」との理由で、度々、勧告を無視してきました。

世界の中で法律で同姓を義務付け強制している国は、日本しか無いとされています。

政府は、世界で唯一例外的で遅れた国、国際的な流れとの関係でも取り残された国になっていることを自覚し、現行の民法を改正することを求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 39 発議第 15 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 39 発議第 15 号非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第 15 号非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

政府は今年 9 月から、内閣府と厚生労働省の事業として保育料について非婚のひとり親への寡婦控除のみなし適用を始めます。2015 年 10 月、国土交通省が公営住宅の家賃算定で、みなし適用をする政令改正をおこなったことに続くものであります。

寡婦控除は所得税法にもとづく所得控除のひとつであり、配偶者と死別・離婚した女性が対象です。そのため、結婚歴のない非婚のひとり親は受けることができません。

同じ母子世帯でも、婚姻歴があるかないかで寡婦控除の適用から外されて非婚の母が差別され、経済的にいっそうの困窮に追い込まれるという結果が出ており、問題になっています。一日も早く、非婚ひとり親に寡婦控除を適用する所得税法改正を求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 40 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 40 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所管事務のうち会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

◎ 日程第 41 議員派遣の件

○議長（能登谷正人君） 日程第 41 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第 125 条第 1 項の規定によりお手元に配布のとおり決定したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成 30 年第 2 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 2 時 4 6 分〕